

受験生、学生および実務家のための

読替準用の条文集

法人税法

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

施行日：令和四年十月一日（令和四年法律第七十一号による改正）

未施行あり

公布日：昭和四十年三月三十一日

改正法令名：労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十一号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

はじめに

本書は、条文中にある『AはBに準用する。この場合において、C中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。』形式の読替準用条文を見やすく書き換えたものです。

例：下記は法人税法第七十五条の二第十項の抜粋です。

10 前条の規定は、・・・について準用する。この場合において、第七十五条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、・・・と読み替えるものとする。

本書はこの読替準用規定に従って、読替前後の条文を下記のように作成したものです。下記は抜粋です。

【1A 読替前】第75条第2項 ←法人税法

2 前項の申請は、同項に規定する**申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内**に、・・・を記載した申請書をもつてしなければならない。

【1B 読替後】第75条第2項 ←法人税法

2 前項の申請は、同項に規定する**申告書の提出期限の到来する日の15日前まで**に、・・・を記載した申請書をもつてしなければならない。

読替準用条文集の作成対象は、知的財産法6法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と税務法6法律（法人税法、地方税法第3章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）です（2022年12月現在）。

本書を使えば、読みにくい読替準用条文を数分の1の時間で理解できます。長文が多い税務法では本書の利用価値が特に高い。

条文は e-Gov 法令から取得した漢数字の条文を算用数字に変換したのち複雑な処理をして作成したものです。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

2022年12月 川原英昭

eGOV から 2022. 12. 01 に取得した条文から作成した
法人法の読替準用の条文集

<目次>

【N O 1】	第 62 条の 7 第 3 項	0 5
【N O 2】	第 69 条第 23 項	1 0
【N O 3】	第 69 条第 24 項	1 3
【N O 4】	第 75 条の 2 第 8 項	1 6
【N O 5】	第 75 条の 2 第 10 項	1 8
【N O 6】	第 80 条第 4 項	2 0
【N O 7】	第 80 条第 5 項	2 2
【N O 8】	第 144 条	2 6
【N O 9】	第 144 条の 2 第 6 項	2 9
【N 1 0】	第 144 条の 2 第 7 項	3 1
【N 1 1】	第 144 条の 2 第 10 項	3 3
【N 1 2】	第 144 条の 3 第 3 項	3 7
【N 1 3】	第 144 条の 3 第 4 項	4 0
【N * *】	第 144 条の 4 第 4 項第二号】	4 3
【N 1 4】	第 144 条の 13 第 9 項	4 4
【N 1 5】	第 144 条の 13 第 10 項	4 6
【N 1 6】	第 144 条の 13 第 11 項	4 9
【N 1 7】	第 145 条の 5	5 8
【N 1 8】	第 146 条第 2 項	5 9
【N 1 9】	第 147 条の 4 第 3 項	6 4

注 1 『AはBに準用する。この場合において、C中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。』の形式の読替規定の条文集です。

注2 読替規定の表現は多様で、及び等で注1の基本形を変形した規定が多い。

注3 表形式の読替規定があるときは、読替表を従前形式に変換していません。従前形式とは読替規定を注1のような文字列で規定するものです。

注4 読み換える条文番号を具体的に明示していない包括読替を含むものはこの条文集の対象外です。包括読替とは「Aの規定はBに準用する。この場合において、第2節中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。」形式のものです。包括読替は少ない。

注5 条文番号と『中「・・・』の間に適用範囲を限定する「除く、限る」がある場合、その限定を無視して読替前後の条文を作成する。例 法人税法第144条の4第4項第1号の『第69条第26項（第144条の2第10項において準用する場合に限る。）中「・・・』の規定は『第69条第26項中「・・・』として読替前後の条文を作成する。

注6 号の条文の読替の場合、①読み替える号番号を明記するものと、明記せず『第1項中「・・・』とあるのは・・・』のように規定するものがある（例. 法人税法第67条第6項）。②本文は『については、次に定めるところによる。』とし、読み替える下位の号番号を明記しないものがある（例. 法人税法第144条の4第4項）。これらは読替前後の条文作成ができるように条文を編集している。

【NO1】***** 読替準用条文【法人税法 第62条の7第3項】*****

3 前2項の規定は、支配関係がある被合併法人等（被合併法人、分割法人及び現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）と他の被合併法人等との間で法人を設立する特定適格組織再編成等が行われた場合（当該特定適格組織再編成等の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第1項中「には、当該内国法人」とあるのは「には、当該特定適格組織再編成等により設立された内国法人」と、「当該内国法人が当該支配関係法人」とあるのは「第3項に規定する被合併法人等が他の被合併法人等」と、

【1A 読替前】第62条の7第1項 ←法人税法

第62条の7 内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする特定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第61条の11第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配のうち、第57条第4項（欠損金の繰越し）に規定する共同で事業を行うための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において同じ。）が行われた場合（当該内国法人の当該特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（以下この項において「特定組織再編成事業年度」という。）開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）には、**当該内国法人**の当該特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その経過する日が**当該内国法人が当該支配関係法人**との間に最後に支配関係を有することとなつた日以後5年を経過する日後となる場合にあつては、そ

の5年を経過する日)までの期間(当該期間に終了する各事業年度において第62条の9第1項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)、第64条の11第1項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)、第64条の12第1項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)又は第64条の13第1項(第1号に係る部分に限る。)(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受ける場合には、当該特定組織再編成事業年度開始の日からその適用を受ける事業年度終了の日までの期間。第6項において「対象期間」という。)において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

【1B 読替後】第62条の7第1項 ←法人税法

第62条の7 内国法人と支配関係法人(当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする特定適格組織再編成等(適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配のうち、第57条第4項(欠損金の繰越し)に規定する共同で事業を行うための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において同じ。)が行われた場合(当該内国法人の当該特定適格組織再編成等の日(当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)の属する事業年度(以下この項において「特定組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。)には、当該特定適格組織再編成等により設立された内国法人の当該特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日(その経過する日が第3項に規定する被合併法人等が他の被合併法人等との間に最後に支配関係を有することとなつた日以後5年を経過する日後となる場合にあっては、その5年を経過する日)までの期間(当該期間に終了する各事業年度において第62条の9第1項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価

評価損益)、第 64 条の 11 第 1 項 (通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)、第 64 条の 12 第 1 項 (通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益) 又は第 64 条の 13 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。)(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受ける場合には、当該特定組織再編成事業年度開始の日からその適用を受ける事業年度終了の日までの期間。第 6 項において「対象期間」という。)において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

*** 読替準用条文【法人税法 第 62 条の 7 第 3 項】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++++

第 62 条の 7 第 2 項第 1 号中「同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する被合併法人等 (次号に規定する他の被合併法人等を除く。) から当該特定適格組織再編成等」と、「当該支配関係法人が当該内国法人」とあるのは「当該被合併法人等が当該他の被合併法人等」と、

【2A 読替前】第 62 条の 7 第 2 項第 1 号 ←法人税法

一 前項の内国法人が**同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等**により移転を受けた資産 (棚卸資産、当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。) で**当該支配関係法人が当該内国法人**との間に最後に支配関係を有することとなつた日 (次号において「支配関係発生日」という。) の属する事業年度開始の前日から有していたもの (これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「特定引継資産」という。) の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額から特定引継資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

【2B 読替後】第 62 条の 7 第 2 項第 1 号 ←法人税法

一 前項の内国法人が**特定適格組織再編成等に係る次項に規定する被合併法人等 (次号に規定する他の被合併法人等を除く。)** から当該特定適格組織

再編成等により移転を受けた資産（棚卸資産、当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で**当該被合併法人等が当該他の被合併法人等**との間に最後に支配関係を有することとなつた日（次号において「支配関係発生日」という。）の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「特定引継資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額から特定引継資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

*** 読替準用条文【法人税法 第 62 条の 7 第 3 項】***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 62 条の 7 第 2 項第 2 号中「有する資産（棚卸資産、」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する他の被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（棚卸資産、当該」と、「の属する事業年度開始の日における」とあるのは「における」と、「支配関係発生日」とあるのは「当該他の被合併法人等が支配関係発生日」と読み替えるものとする。

【3A 読替前】第 62 条の 7 第 2 項第 2 号 ←法人税法

二 前項の内国法人が**有する資産（棚卸資産、特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日における**帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で**支配関係発生日**の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「特定保有資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額から特定保有資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

【3B 読替後】第 62 条の 7 第 2 項第 2 号 ←法人税法

二 前項の内国法人が**特定適格組織再編成等に係る次項に規定する他の被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（棚卸**

資産、当該特定適格組織再編成等の日**における**帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。)で**当該他の被合併法人等が支配関係発生日**の属する事業年度開始の日前から有していたもの(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「特定保有資産」という。)の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額から特定保有資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

【N O 2】***** 読替準用条文【法人税法 第 69 条第 23 項】*****

23 第 18 項及び第 19 項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第 69 条第 18 項中「の各事業年度（以下第 22 項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度」とあるのは「が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「税額控除額（当該対象事業年度」とあるのは「税額控除額（当該最終事業年度」と、「超える場合には」とあるのは「超えるときは」と、「を当該対象事業年度」とあるのは「を当該最終事業年度」と、

【1A 読替前】第 69 条第 18 項 ←法人税法

18 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第 21 項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下第 22 項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第 15 項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第 21 項において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第 74 条第 1 項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第 1 項から第 3 項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度に

ついて前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第 28 条第 2 項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用事業年度の第 1 項から第 3 項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を**超える場合には**、税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第 20 項から第 22 項までにおいて同じ。)を**当該対象事業年度**の所得に対する法人税の額から控除する。

【1B 読替後】第 69 条第 18 項 ←法人税法

18 通算法人(通算法人であつた内国法人(公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。)を含む。以下第 21 項までにおいて同じ。)が**合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。))**開始の日前に開始した各事業年度で第 15 項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第 21 項において同じ。)における**税額控除額(当該最終事業年度**開始の日前に開始した各事業年度(以下この項において「対象前各事業年度」という。)において当該過去適用事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用事業年度の第 74 条第 1 項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第 1 項から第 3 項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額(当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第 28 条第 2 項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用事業年度の第 1 項から第 3 項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を**超えるときは**、税額控

除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第 20 項から第 22 項までにおいて同じ。）を当該最終事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

*** 読替準用条文【法人税法 第 69 条第 23 項】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 69 条第 19 項中「の対象事業年度において」とあるのは「が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に」と、「場合には、当該対象事業年度」とあるのは「ときは、最終事業年度」と読み替えるものとする。

【2A 読替前】第 69 条第 19 項 ←法人税法

19 通算法人の**対象事業年度において**過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える**場合には、当該対象事業年度**の所得に対する法人税の額は、第 66 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第 22 項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。

【2B 読替後】第 69 条第 19 項 ←法人税法

19 通算法人が**合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に**過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える**ときは、最終事業年度**の所得に対する法人税の額は、第 66 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第 22 項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。

-----以下省略-----